

# 既存ブロック塀等現況調査結果書

## 1 一般事項

20210114

所在地				
申請者氏名				
調査者氏名				
塀の建設年	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 令和	年頃
塀の増改築履歴	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 令和	年頃
塀の高さ（最高）	m		段	
塀の長さ	m			

## 2 基準への適合確認【確認等実施要領4-(1)】

塀の種類	適合状況
<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造の塀 （建築基準法施行令第62条の8，第62条の6）	<input type="checkbox"/> 現行基準適合  <input type="checkbox"/> 既存不適格 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 倒壊の危険性が低い（<math>40 \leq Q</math>）</li> <li><input type="checkbox"/> 倒壊の危険性が高い（<math>40 &gt; Q</math>）</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 組積造の塀 （建築基準法施行令第61条，第52条）	
	<input type="checkbox"/> 法不適合 <span style="float: right;">（ 総合評点 Q= 0 ）</span>
	<input type="checkbox"/> 2項道路後退線内

## 3 改善計画（法不適合，2項道路後退線内の場合）

改善時期	<input type="checkbox"/> 工事完了まで <input type="checkbox"/> その他（ ）
改善方法	不適合の内容 { 改善方法 {

(備考)

※指定確認検査機関記入欄

受付印	建築確認申請	完了検査申請
	済証番号 済証年月日	済証番号 済証年月日
	添付図書 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 付近見取図</li> <li><input type="checkbox"/> 配置図</li> <li><input type="checkbox"/> 改善計画図</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul>	備考

4 基準への適合確認【確認等実施要領 4-(1)-①②③】

①補強コンクリートブロック造の塀又は②組積造の塀のいずれかで法適合確認を行う

- 現行基準欄又は構造計算確認欄にチェックあり → 「現行基準に適合」【確認等実施要領 4-(1)-①】
- 既存不適格欄のいずれかにチェックあり  
→ 「既存不適格」【確認等実施要領 4-(1)-②】 → 「5 倒壊の危険性の確認」へ
- 上記以外 → 「法不適合」【確認等実施要領 4-(1)-③】

①補強コンクリートブロック造の塀

●建築基準法施行令62条の8、62条の6

現行基準	既存不適格																					
<input type="checkbox"/> 各号に定める基準に適合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">令62条の8 第1号</td> <td>・塀の高さは2.2m以下</td> </tr> <tr> <td>令62条の8 第2号</td> <td>・壁の厚さは、高さ2m以下は10cm以上又は高さ2mから2.2m以下は15cm以上</td> </tr> <tr> <td>令62条の8 第3号</td> <td>・壁の頂部及び基礎の配筋は9mm以上 ・壁の端部及び隅角部の縦筋は9mm以上</td> </tr> <tr> <td>令62条の8 第4号</td> <td>・壁内には9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置</td> </tr> <tr> <td>令62条の8 第5号</td> <td>・長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控壁を設置（高さ1.2m以下の塀は除く）</td> </tr> <tr> <td>令62条の8 第6号</td> <td>・縦筋は壁の頂部及び基礎の横筋にかぎかけ（基礎のかぎ掛けは40d以上基礎に定着でも可） ・横筋は、壁の端部及び隅角部の縦筋にかぎ掛け</td> </tr> <tr> <td>令62条の8 第7号</td> <td>・基礎の丈は35cm以上とし根入れの深さは30cm以上（高さ1.2m以下の塀は除く）</td> </tr> <tr> <td>令62条の6 第1項</td> <td>・目地塗面の全部にモルタル塗布 ・鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部をモルタルまたはコンクリートで充填</td> </tr> <tr> <td>令62条の6 第2項</td> <td>・縦筋は空洞部内で継いでいない又は溶接接合等で接合</td> </tr> </table>	令62条の8 第1号	・塀の高さは2.2m以下	令62条の8 第2号	・壁の厚さは、高さ2m以下は10cm以上又は高さ2mから2.2m以下は15cm以上	令62条の8 第3号	・壁の頂部及び基礎の配筋は9mm以上 ・壁の端部及び隅角部の縦筋は9mm以上	令62条の8 第4号	・壁内には9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置	令62条の8 第5号	・長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控壁を設置（高さ1.2m以下の塀は除く）	令62条の8 第6号	・縦筋は壁の頂部及び基礎の横筋にかぎかけ（基礎のかぎ掛けは40d以上基礎に定着でも可） ・横筋は、壁の端部及び隅角部の縦筋にかぎ掛け	令62条の8 第7号	・基礎の丈は35cm以上とし根入れの深さは30cm以上（高さ1.2m以下の塀は除く）	令62条の6 第1項	・目地塗面の全部にモルタル塗布 ・鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部をモルタルまたはコンクリートで充填	令62条の6 第2項	・縦筋は空洞部内で継いでいない又は溶接接合等で接合	<input type="checkbox"/> 次に定める基準に適合（S56.5.31以前に設置） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・塀の高さは3m以下 ・長さ3.2m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控壁を設置（高さ1.2m以下の塀は除く） ・現行基準 令62条の8第2号 ・現行基準 令62条の8第3号 ・現行基準 令62条の8第4号 ・現行基準 令62条の8第6号 ・現行基準 令62条の8第7号 ・現行基準 令62条の6第1項 ・現行基準 令62条の6第2項</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 次に定める基準に適合（S45.12.31以前に設置） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・現行基準 令62条の6第1項 ・現行基準 令62条の6第2項</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 次に定める基準に適合（S34.12.22以前に設置） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・「②組積造の塀」の規定を適用</td> </tr> </table>	・塀の高さは3m以下 ・長さ3.2m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控壁を設置（高さ1.2m以下の塀は除く） ・現行基準 令62条の8第2号 ・現行基準 令62条の8第3号 ・現行基準 令62条の8第4号 ・現行基準 令62条の8第6号 ・現行基準 令62条の8第7号 ・現行基準 令62条の6第1項 ・現行基準 令62条の6第2項	・現行基準 令62条の6第1項 ・現行基準 令62条の6第2項	・「②組積造の塀」の規定を適用
令62条の8 第1号	・塀の高さは2.2m以下																					
令62条の8 第2号	・壁の厚さは、高さ2m以下は10cm以上又は高さ2mから2.2m以下は15cm以上																					
令62条の8 第3号	・壁の頂部及び基礎の配筋は9mm以上 ・壁の端部及び隅角部の縦筋は9mm以上																					
令62条の8 第4号	・壁内には9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置																					
令62条の8 第5号	・長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控壁を設置（高さ1.2m以下の塀は除く）																					
令62条の8 第6号	・縦筋は壁の頂部及び基礎の横筋にかぎかけ（基礎のかぎ掛けは40d以上基礎に定着でも可） ・横筋は、壁の端部及び隅角部の縦筋にかぎ掛け																					
令62条の8 第7号	・基礎の丈は35cm以上とし根入れの深さは30cm以上（高さ1.2m以下の塀は除く）																					
令62条の6 第1項	・目地塗面の全部にモルタル塗布 ・鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部をモルタルまたはコンクリートで充填																					
令62条の6 第2項	・縦筋は空洞部内で継いでいない又は溶接接合等で接合																					
・塀の高さは3m以下 ・長さ3.2m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控壁を設置（高さ1.2m以下の塀は除く） ・現行基準 令62条の8第2号 ・現行基準 令62条の8第3号 ・現行基準 令62条の8第4号 ・現行基準 令62条の8第6号 ・現行基準 令62条の8第7号 ・現行基準 令62条の6第1項 ・現行基準 令62条の6第2項																						
・現行基準 令62条の6第1項 ・現行基準 令62条の6第2項																						
・「②組積造の塀」の規定を適用																						
<input type="checkbox"/> 構造計算によって構造耐力上安全であることを確認（S46.1.1以降に設置）																						

②組積造の塀

●建築基準法施行令61条、52条

現行基準	既存不適格														
<input type="checkbox"/> 各号に定める基準に適合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">令61条 第1号</td> <td>・塀の高さは1.2m以下</td> </tr> <tr> <td>令61条 第2号</td> <td>・壁の厚さはその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上</td> </tr> <tr> <td>令61条 第3号</td> <td>・長さ4m以下ごとに壁厚の1.5倍以上突出した控壁を設置（壁厚がその部分から壁頂までの垂直距離の1.5/10以上の場合は不要）</td> </tr> <tr> <td>令61条 第4号</td> <td>・基礎の根入れの深さは20cm以上</td> </tr> <tr> <td>令52条 第2項</td> <td>・目地塗面の全部にモルタル塗布</td> </tr> <tr> <td>令52条 第4項</td> <td>・組積材は芋目地ができないように組積</td> </tr> </table>	令61条 第1号	・塀の高さは1.2m以下	令61条 第2号	・壁の厚さはその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上	令61条 第3号	・長さ4m以下ごとに壁厚の1.5倍以上突出した控壁を設置（壁厚がその部分から壁頂までの垂直距離の1.5/10以上の場合は不要）	令61条 第4号	・基礎の根入れの深さは20cm以上	令52条 第2項	・目地塗面の全部にモルタル塗布	令52条 第4項	・組積材は芋目地ができないように組積	<input type="checkbox"/> 次に定める基準に適合（S56.5.31以前に設置） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・塀の高さは2m以下 ・現行基準 令61条第2号 ・現行基準 令61条第3号 ・現行基準 令61条第4号 ・現行基準 令52条第2項 ・現行基準 令52条第4項</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 次に定める基準に適合（S45.12.31以前に設置） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・塀の高さは3m以下 ・現行基準 令61条第2号 ・現行基準 令61条第3号 ・現行基準 令52条第2項 ・現行基準 令52条第4項</td> </tr> </table>	・塀の高さは2m以下 ・現行基準 令61条第2号 ・現行基準 令61条第3号 ・現行基準 令61条第4号 ・現行基準 令52条第2項 ・現行基準 令52条第4項	・塀の高さは3m以下 ・現行基準 令61条第2号 ・現行基準 令61条第3号 ・現行基準 令52条第2項 ・現行基準 令52条第4項
令61条 第1号	・塀の高さは1.2m以下														
令61条 第2号	・壁の厚さはその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上														
令61条 第3号	・長さ4m以下ごとに壁厚の1.5倍以上突出した控壁を設置（壁厚がその部分から壁頂までの垂直距離の1.5/10以上の場合は不要）														
令61条 第4号	・基礎の根入れの深さは20cm以上														
令52条 第2項	・目地塗面の全部にモルタル塗布														
令52条 第4項	・組積材は芋目地ができないように組積														
・塀の高さは2m以下 ・現行基準 令61条第2号 ・現行基準 令61条第3号 ・現行基準 令61条第4号 ・現行基準 令52条第2項 ・現行基準 令52条第4項															
・塀の高さは3m以下 ・現行基準 令61条第2号 ・現行基準 令61条第3号 ・現行基準 令52条第2項 ・現行基準 令52条第4項															
<input type="checkbox"/> 構造計算等によって構造耐力上安全であることを確認（鉄筋等により補強）															

## 5 倒壊の危険性の確認

### A. 基本性能の診断〔基本性能値〕

建築後の年数	<input type="radio"/> 10年未満 (10点)	<input type="radio"/> 10年以上20年未満 (8点)	<input type="radio"/> 20年以上 (5点)	<input type="text"/>
高さの増積み	<input type="radio"/> なし(10点)	<input type="radio"/> あり(0点)		<input type="text"/>
使用状況	<input type="radio"/> 塀単独(10点) <input type="radio"/> 土留め・外壁等を兼ねる(0点)			<input type="text"/>
塀の位置	<input type="radio"/> 塀の下に擁壁なし(10点) <input type="radio"/> 塀の下に擁壁あり(5点)			<input type="text"/>
塀の高さ	<input type="radio"/> 1.2m以下 (15点)	<input type="radio"/> 1.2mを超え, 2.2m以下 (10点)	<input type="radio"/> 2.2mを超える (0点)	<input type="text"/>
塀の厚さ	<input type="radio"/> 15cm以上(10点)	<input type="radio"/> 12cm(8点)	<input type="radio"/> 10cm(5点)	<input type="text"/>
透かしブロック	<input type="radio"/> なし(10点) <input type="radio"/> あり(5点)			<input type="text"/>
鉄筋	<input type="radio"/> あり(10点) <input type="radio"/> なし(0点) <input type="radio"/> 確認不能(0点)			<input type="text"/>
控え壁・控え柱	<input type="radio"/> あり(10点) <input type="radio"/> なし(5点)			<input type="text"/>
かさ木	<input type="radio"/> あり(10点) <input type="radio"/> なし(5点)			<input type="text"/>

基本性能値 (①～⑩までの評価点の合計)

### B. 壁体の外観診断〔外観係数〕

全体の傾き	<input type="radio"/> あり(0.7)	<input type="radio"/> なし(1.0)	<input type="text"/>
ひび割れ	<input type="radio"/> あり(0.7)	<input type="radio"/> なし(1.0)	<input type="text"/>
損傷	<input type="radio"/> あり(0.7)	<input type="radio"/> なし(1.0)	<input type="text"/>
著しい汚れ	<input type="radio"/> あり(0.7)	<input type="radio"/> なし(1.0)	<input type="text"/>

外観係数 (⑪～⑭の最小値)

### C. 壁体の耐力診断〔耐力係数〕

ぐらつき	<input type="radio"/> 動かない(1.0)	<input type="radio"/> わずかに動く(0.8)	<input type="radio"/> 大きく動く(0.5)	<input type="text"/>
------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------

### D. 保全状況の診断〔保全係数〕

補強・転倒防止 対策等の有無	<input type="radio"/> あり(1.5)	<input type="radio"/> なし(1.0)	<input type="text"/>
-------------------	-------------------------------	-------------------------------	----------------------

### ●総合評点

基本性能値 (A)	×	外観係数 (B)	×	耐力係数 (C)	×	保全係数 (D)	=	総合評点 (Q)
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>

### ●総合評点結果の判定

チェック	総合評点	判定
<input type="checkbox"/>	$40 \leq Q$	倒壊の危険性が低い
<input type="checkbox"/>	$Q < 40$	倒壊の危険性が高い